## 「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

## 調書番号:5 事業名:福祉施設経営指導事業費補助金

アドバイザー	質 問 内 容	説明者職·氏名	回答内容
諸平アドバイザー	研修の参加者が37名であるが、同日開催の 集団指導についても参加者数は同じか。対象と なる社会福祉法人の数はどれくらいか。 集団指導の中で質問はなかったのか。	課長·中山 吉幸	同じ37名である。法人は155である。 社会福祉法の改正について説明したが、まだ詳細が公表されていないため、現時点で公表されている内容の紹介に留まっており、質問はなかった。
	相談件数のうち専任の経営指導員が解決している件数は何件か。		専任の経営指導員が解決した件数は9件である。兼任の経営指導員が解決した件数は、社会保険労務士が15件、税理士が6件、弁護士が8件である。
	予算の中で個別訪問相談指導、ブロック会議 旅費57,600円とあるが、これは何か。		個別訪問相談指導は、昨年度の相談実績にある訪問相談のことである。社会福祉施設や社会福祉法人を直接訪問して相談を行っており、 昨年度の実績は2回であった。 ブロック会議については、各県の経営指導業務担当者のブロック会議が東京で開催されるため、その旅費である。
五味アドバイザー	相談日を週2回に削減するとあるが、予算額は減るのか。	課長·中山 吉幸	予算額のうち1番大きな割合を占めているのが、経営指導員の報酬である。相談日をフルタイムから週2回に削減すれば報酬が減るため、予算額も減ることとなる。

アドバイザー	質 問 内 容	説明者職·氏名	回答内容
五味アドバイザー	相談日を減らし、報酬を減額することとなると、経営指導員の待遇は問題にならないのか。	課長·中山 吉幸	事業の実施主体である山梨県社会福祉協議会と協議する必要があるが、相談実績が少ないため、現状のまま継続していくのは難しいと考える。しかし、社会福祉法の改正に伴い、今後、相談の増加が見込まれることから、週2回の相談日を設け、事業を継続したいと考える。
	社会福祉法人も今は税理士や社会保険労務士と直接契約していることが増えているのではないか。そういった状況が相談件数の減少につながっているのであれば、事業目的を見直すことも考えてはどうか。		山梨県と人口が同規模の他県6県の状況を調べたが、本県と同様に経営指導業務に対する補助金がある県と、社会福祉協議会全体の運営に対する補助金はあるが、経営指導業務の補助金はない県との2つに分かれている。補助金がない県は、経営指導業務を運営に対する補助の中に含まれるものとして整理している。補助金がある県は、予算額が本県よりも大きく、相談件数も多い。本県は、補助金がある県とない県との中間に当たる。今後の相談実績によっては、運営に対する補助に含む方向も検討する。
小口アドバイザー	平成28年度は既に始まっているが、現在は週5日行っているということか。平成29年度から削減するということで良いか。 事業の周知は行っているのか。	課長·中山 吉幸	週5日、随時相談を受け付けている。削減することになれば、平成29年度予算から反映することとなる。  年度当初に社会福祉法人にパンフレットを配布し、周知している。 本県でも過去には500件の相談があったが、近年では減っている。 相談実績の内訳を見ると、社会福祉施設が自立した経営を行えるようになってきたことから、法人の経営に係る相談よりも、介護人材の確保対策や介護人材の確保に係る職員の処遇についての相談が多い。 法改正もあるため、相談を受ける体制を維持することも必要なことから、相談実績に合わせて週2回で実施することとしたい。

アドバイザー	質 問 内 容	説明者職·氏名	回答内容
アドバイザー 小口アドバイザー	質問内容 法律の改正が落ち着いたら、見直してはどうか。		回答内容